平成２３年（フ）第２０号
熊本県玉名市秋丸238番地２
債務者　山下　義彦
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内川　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第５５号
京都府京都市伏見区深草野田町６番地　水口マンション302
債務者　山本　　純
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　孝一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０９号
埼玉県行田市大字南河原2741番地
債務者　畑山　勝男
１　決定年月日時　平成23年４月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下三佐子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７１０号
名古屋市南区鶴田１丁目２番２号　Ｋビル201号
債務者　堀川　　剛
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１８号
函館市港町２丁目10番13号
債務者　木村なおみ
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
北海道島牧郡島牧村字元町211番地
債務者　山田夕紀恵
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
函館市弁天町17番６号
債務者　池田　文康
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
函館市鍛治１丁目15番15号
債務者　湖川　　明
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
函館市富岡町３丁目22番４号
債務者　高島　昌彦
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
岐阜県大垣市荒尾町1816番地１　カサベルデⅡ213号
債務者　古澤　由紀（旧姓加納）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
岐阜県大垣市長松町99番地　長松市営住宅61号
債務者　清水　豊子（旧姓牛上）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
奈良県橿原市出垣内町74番地の５
債務者　吉村　直樹
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
奈良県大和高田市大字曽大根506番地
債務者　野原恵美子こと　野原惠美子
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
奈良県大和高田市大字曽大根506番地
債務者　野原　幸司
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
奈良県葛城市笛堂138番地３
債務者　村上　恵一
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
奈良県橿原市高殿町５番地の６　Ｂ－３－１
債務者　梅林　友博
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
奈良県香芝市白鳳台２丁目24番地の４
債務者　北村　育子（旧姓石橋）
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係